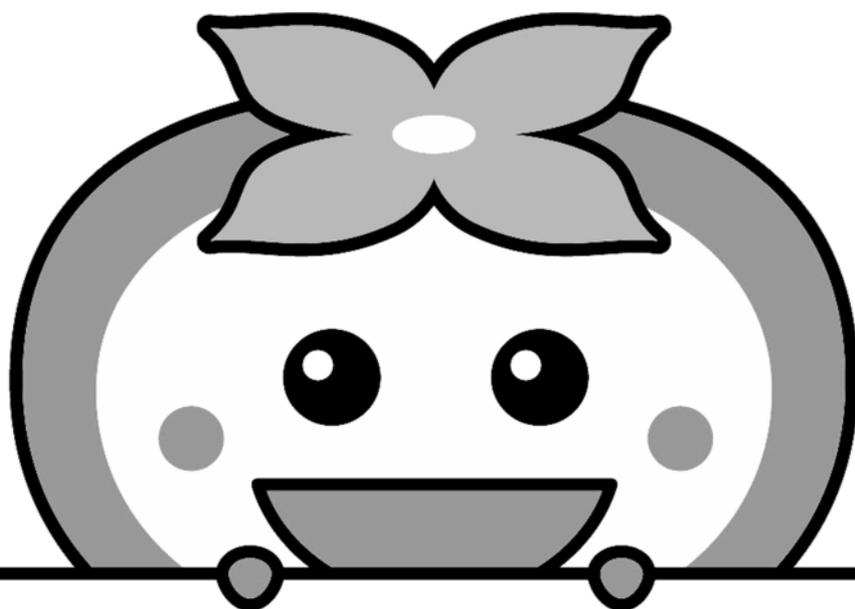


平成28年度

保育所 利用あんない



平成28年4月利用申込
受付期間：10月20日（火）～10月30日（金）

！注意！

関係書類等が全て整っての受付とさせていただきます。
記入漏れ・添付書類漏れ等がないよう、よくご確認のうえ
お申込みください。

瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課

提出書類チェック表

全部揃いましたか？提出前に確認しましょう！
申込みの際には印鑑をお持ちください。



○全員提出

提出書類名	チェック
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書	<input type="checkbox"/>
状況証明書	<input type="checkbox"/>

○状況証明書・添付書類

※祖父母は、同居かつ60歳未満の場合のみ必要です。

※提出後に状況が変わった場合は、速やかに変更後の状況について再提出してください。

提出書類名		父	母	祖父	祖母
状況証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付書類					
就労	状況証明書の「就労状況等証明欄」に就労先の証明印 ※【祖父母のみ】健康保険証・源泉徴収票の写し等の勤務先が証明できる書類を添付する場合、証明印は省略可能です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自営業・農業の中心者	確定申告書の写しや個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3歳未満児申込	給与明細の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—
妊娠・出産	母子健康手帳（表紙・出産予定日が分かるページ）の写し	—	<input type="checkbox"/>	—	—
疾病・障がい	障がい者等の場合は障害者手帳・年金証書・自立支援医療受給者証・特定疾患医療受給者証・介護保険被保険者証等の写し、前記以外の場合は診断書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護・看護		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	罹災証明書等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動	ハローワークカード等、求職活動の状況が分かる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	学生証・在学証明書・授業のカリキュラム等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—
虐待・DV	保護命令等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
育児休業中	状況証明書の「育児休業等の取得状況」に記載のうえ、就労先の証明印 ※4月入所の場合、原則4月15日までに復職するかたが申込対象です。復職後、復帰証明書をご提出いただきます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—

○状況により提出が必要な書類

区分	提出書類名	チェック
延長保育（長時間保育）を希望する場合	延長保育申込書	<input type="checkbox"/>
兄弟姉妹が清流みずほ幼稚園又は瑞穂市外の保育所・幼稚園・認定こども園を利用している場合	多子に係る保育所保育料軽減届出書 添付書類：幼稚園等に入園していることを証明する書類	<input type="checkbox"/>
平成27年1月1日現在、瑞穂市外に住所を有していた場合	平成27年度（平成26年分）市町村民税所得課税証明書	<input type="checkbox"/>
平成28年1月1日現在、瑞穂市外に住所を有していた場合	平成28年度（平成27年分）市町村民税所得課税証明書 ※平成28年6月以降にご提出いただきます。	<input type="checkbox"/>
要保護者世帯	生活保護受給証明書等の写し	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証、遺族年金証書、離婚・死別が記載された戸籍謄本等の写し	<input type="checkbox"/>
在宅の障がい者と同居する世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書等の写し	<input type="checkbox"/>
利用を希望する児童が療育施設等に通所しているなど支援が必要な場合	障害福祉サービス受給者証の写し等	<input type="checkbox"/>
生計の中心者が失業した場合	雇用保険受給者証等、自己都合以外の失業であることが分かる書類	<input type="checkbox"/>



1	子ども・子育て支援 支給認定について	1
	○認定期間	1
	○区分（保育の必要量）	2
	○支給認定証の交付について	2
2	保育所とは	3
3	保育所を利用できる基準は	3
	○保育を必要とする事由	3
4	保育所利用手続きについて	4
	○利用の申込みの受付日時について	4
	○年齢別保育所保育期間	4
	○提出書類について	5
	○保育所利用の決定について	6
	○保育所入所の流れ（4月入所の場合）	8
5	広域利用について	8
6	保育所保育料等について	9
	○保育料について	9
	○保育所保育料の多子軽減について	9
	○保育料 Q&A	10
	○平成27年度公私立保育所保育料等徴収額表（参考）	11
7	保育所の概要	12
	○保育目標について	12
	○保育の内容について	12
	○保育所との連絡について	12
	○休業日について	12
	○保育時間について	13
	○特別保育について	13
	○保育料とは別に必要となる料金	13
	○1日の生活	14
8	私立保育園について	15
	○清流みずほ保育園の紹介	15
	○認定こども園瑞穂こどもセンター おひさま保育園の紹介	16
9	瑞穂市保育所一覧表	17
	瑞穂市保育所配置図	18

1 子ども・子育て支援 支給認定について

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）の実施により、保育所・幼稚園（新制度に移行した施設）等を利用する場合は、支給認定申請書を提出していただき、市から支給認定を受ける必要があります。ただし、新制度に移行しない幼稚園及び認可外保育園については手続き不要です。

支給認定区分	対象となる子ども	利用時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、 2号認定に該当するものを除く	教育標準時間	幼稚園 （ほづみ幼稚園） 認定こども園 （おひさま保育園）
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、 保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育標準時間 保育短時間	保育所（市立保育所） 認定こども園 （おひさま保育園）
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもで、 保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育標準時間 保育短時間	保育所（市立保育所・ 清流みずほ保育園） 認定こども園 （おひさま保育園） 地域型保育事業など

認定は、児童の保護者の居住地（住民登録をしているところ）の市町村が行います。

○認定期間

教育認定の有効期間は、小学校就学前までを基本とします。

保育認定の有効期間は、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日までを基本としますが、保育を必要とする事由によっては別に有効期間が設けられる場合があります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。

なお、3号認定のかたは、満3歳の誕生日の前日をもって自動的に2号認定へ切り替わります。

○区分（保育の必要量）

保護者の就労等保育が必要な時間によって利用区分が決まります。

瑞穂市の保育所を利用する場合は、長時間保育・延長保育の時間帯（8時以前又は16時以降）の利用を希望する場合、「保育標準時間」の認定を受ける必要があります。

(1) 「保育標準時間」利用

- ・1日最大11時間の中で必要となる保育時間
- ・基準：週30時間、月120時間以上の就労

(2) 「保育短時間」利用

- ・1日最大8時間の中で必要となる保育時間
- ・基準：月60時間以上120時間未満の就労

○支給認定証の交付について

支給認定を受けたかたには、支給認定証を交付いたします。

平成28年度4月の利用に向けた認定については、事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は平成27年12月中旬以降お知らせする予定です。

- (1) 支給認定証は、必要に応じて利用保育施設に提示していただく場合がありますので、大切に保管してください。
- (2) 記載内容に変更が生じた場合は、支給認定証を添えて、速やかにその旨を届け出てください。
- (3) 万が一、破損、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を届け出て、支給認定証の再交付を受けてください。
- (4) 記載内容に不正（虚偽）が認められた場合は、認定を取り消すことがあります。
- (5) 職権による変更認定又は支給認定取消しの通知を受けた場合は、速やかに支給認定証を返還してください。

M E M O



2 保育所とは

0歳から就学前の乳幼児を、保護者が働いているか、病気や親族の介護などのために、家庭で十分な保育を行うことができない場合に保護者に代わって保育を行うことを目的とする児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

そのため、「教育のため」「集団生活に慣れさせたい」「同年代の友達と遊ばせたい」「下のお子さんの保育に手がかかる」等の理由では入所を認められません。

3 保育所を利用できる基準は

0歳から就学前の乳幼児で、保護者のいずれもが次の事由に該当することにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に、支給認定を受け、利用を希望することができます。

○保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	認定基準
①就労 (月60時間以上の就労)	労働(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。)することを常態とすること。
②妊娠、出産 (産前42日、産後56日間)	母親が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 ※有効期間は産後56日目の属する月の月末まで
③疾病、障がい	児童の保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
④介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥求職活動	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。 ※有効期間は3か月間
⑦就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)していること。
⑧虐待やDVのおそれがあること	
⑨育児休業 ※保育所利用中に該当した場合	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、引き続き利用することが必要であると認められること(原則、3歳以上児のみ)。
⑩その他	①から⑨までに類するものとして市長が認める事由に該当すること。

4 保育所利用手続きについて

入所は、原則として月の1日からとなります。



○利用の申込みの受付日時について

【平成28年度当初（4月1日）からの利用申込み】

(1) 受付期間 平成27年10月20日（火）～10月30日（金）※土、日、祝日を除く。
午前9時～午後5時

(2) 受付場所 穂積庁舎特設受付会場（3階大会議室）

※私立清流みずほ保育園、私立おひさま保育園の申込みについても穂積庁舎特設受付会場で行います。

※各保育所での受け付けは行いません。

【年度途中からの利用申込み】

(1) 受付時期 利用希望月の前月20日まで（土日・祝日の場合はその前日）
利用開始は翌月の初日になります。

(2) 受付場所 瑞穂市役所 幼児支援課（棠南庁舎） 又は 福祉生活課（穂積庁舎）

○年齢別保育所保育期間（保育所の受入年齢を確認してください。）

生年月日	年齢	保育期間					
		1年保育	2年保育	3年保育	4年保育	5年保育	6年保育
平成22年4月2日 平成23年4月1日	5歳 (年長)	平成29年3月31日					
平成23年4月2日 平成24年4月1日	4歳 (年中)	平成29年3月31日	平成30年3月31日				
平成24年4月2日 平成25年4月1日	3歳 (年少)	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日			
平成25年4月2日 平成26年4月1日	2歳	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	平成32年3月31日		
平成26年4月2日 平成27年4月1日	1歳	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	平成32年3月31日	平成33年3月31日	
平成27年4月2日 平成27年6月1日 (おひさま保育園は 平成27年8月1日)	0歳	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	平成32年3月31日	平成33年3月31日	平成34年3月31日

○提出書類について

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書兼保育施設利用申込書

(お子さん1名につき1部、ご提出ください。)

(2) 状況証明書・添付書類

お子さんと同一世帯に属して生計を一にしている世帯全員のかたの「状況証明書」が必要となります。下記の事項に該当する添付書類と一緒にご提出ください。ただし、同居の祖父母（60歳以上）やおじおばのかたは、提出不要です。

保育を必要とする事由	状況証明書添付書類
就労	状況証明書の「就労状況等証明欄」に就労先の証明印
祖父母	健康保険証・源泉徴収票の写し等の勤務先が証明できる書類を添付する場合、証明印は省略可能
自営業・農業の中心者	確定申告書の写しや個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写し
育児休業からの復職予定のかた	状況証明書の「育児休業等の取得状況」に記載のうえ、就労先の証明印 ※4月入所の場合、原則4月15日までに復職するかたが申込対象です。復職後、復帰証明書をご提出いただきます。
妊娠、出産	母子健康手帳の写し等、出産予定日が分かるもの
疾病、障がい	障がい者等の場合は障害者手帳・年金証書・自立支援医療受給者証・特定疾患医療受給者証・介護保険被保険者証等の写し、前記以外の場合は診断書
介護・看護	介護を要する証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
災害復旧	罹災証明書等の写し
求職活動	ハローワークが発行するハローワークカード等の写し
就学	在学証明書、時間割表等の写し
虐待やDVのおそれがあること	保護命令等
育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	状況証明書の「育児休業等の取得状況」に記載のうえ、就労先の証明印 ※原則として3歳以上児で、子どもの発達上環境の変化が好ましくないと思慮される場合に認められます

(3) 給与明細の写し（3歳未満児のみ）

利用希望が非常に多くなっています。保護者（父・母）の最新の給与明細の写しをご提出ください。

(4) 保育所延長保育申込書

延長保育（長時間保育を含む。）をご希望のかたは、保育所利用申込書と一緒にご提出ください。延長保育申込書は、毎年度提出が必要で（継続のかたも再提出が必要です。）。

(5) 保育料の決定に必要な提出書類

- ・父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）のかたの書類が必要です。
- ・所得課税証明書は1月1日に居住していた市町村で発行します。

区分	提出書類
平成27年1月2日以降に瑞穂市へ転入された場合 父母が単身赴任等で市外に住所を有する場合 (平成27年1月1日現在)	平成27年度(平成26年分) 市町村民税所得課税証明書
平成28年1月2日以降に瑞穂市へ転入された場合 父母が単身赴任等で市外に住所を有する場合 (平成28年1月1日現在)	平成28年度(平成27年分) 市町村民税所得課税証明書

(6) 世帯の状況により必要な提出書類

世帯の状況	提出書類
要保護者世帯	生活保護受給証明書等の写し
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証、遺族年金証書、離婚・死別が記載された戸籍謄本等の写し
在宅の障がい者と同居する世帯	障がいのあるかたの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書等の写し

(7) 口座振替依頼書

保育料の納付は、原則、口座振替でお願いします。兼南庁舎幼児支援課、穂積庁舎福祉生活課又は金融機関で用紙をお受け取りいただき、直接金融機関でお申込み手続きをしてください。

○保育所利用の決定について

- (1) お子さんの家庭を中心にして、日々の保育を必要とするかどうか、その環境等（利用できる条件）を総合的に判断し、利用を決定します。
(3歳未満児に限り、利用後1ヵ月間の給料明細を毎月確認させていただきます。)
- (2) 保育が必要と認められる場合でも、保育所の定員等の事情及び健康診断の結果によっては、利用できない場合があります。また、お子さんの病名によっては、診断書及び指示書を提出していただく場合もあります。
- (3) 障がい児保育を希望されるかたは、保育所利用申込書を提出される際にお知らせください。利用の内定及び保育時間などは、面接などにより相談させていただきます。
- (4) 10月20日からの受付期間に申し込みされたかた（平成28年4月1日利用希望）で、希望の保育所が募集人数を超えた場合は、保育を必要とする事由、区分（保育の必要量）及び優先利用を基に保育の必要性認定・指数（優先順位）付けを行い、指数が高い順に決定します。

(5) 保育所入所基準

保育を必要とする事由		内容	優先度	
1	被雇用者（居宅外勤務） 自営中心者 農業中心者	1カ月の勤務が140時間以上の労働	A	
		1カ月の勤務が90時間以上140時間未満の労働	B	
		1カ月の勤務が60時間以上90時間未満の労働	C	
	被雇用者（居宅内勤務） 自営協力者 （祖父母の事業の手伝いを含む。） 内職・農業協力者	1カ月の勤務が140時間以上の労働	B	
		1カ月の勤務が90時間以上140時間未満の労働	C	
		1カ月の勤務が60時間以上90時間未満の労働	D	
2	妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育が困難と認められる場合	D	
3	保護者の疾病	長期入院または常時臥床の場合	A	
		長期安静を要する状態又は週3日以上通院・加療をしている場合		
		精神性疾患のため、常時保育が困難と認められる場合	B	
		上記以外で、通院加療を行い、保育が困難な場合	C	
3	保護者の心身障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、要介護4・5、障害基礎年金1級	A	
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1、要介護3、障害基礎年金2級	B	
		身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2、要介護1・2、障害者年金3級、自立支援医療、特定疾患	C	
4	看護・介護	同居の親族を在宅介護している状態	要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A	A
			要介護3、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳B	B
		親族の病院等の付添い（週3日以上）のため保育が困難な場合	B	
		上記以外で、在宅介護・看護をすることが必要と認められる場合	C	
5	震災・風水害・火災その他の災害の復興にあたっている状態		A	
6	求職活動（起業準備を含む。）	求職のため昼間外出していることを常態としている	E	
7	就学・職業訓練	大学・短期大学・専修学校・職業訓練学校在学中、又は入学予定	B	
8	その他	市長が児童福祉の観点から保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合	A	

優先利用事由		内容	優先度
1	ひとり親世帯	離婚・離婚調停中・未婚・死別・行方不明	A
2	生活保護世帯	生活保護世帯で就労・求職・職業訓練所通所等により保育が必要と認められる場合	B
3	主たる家計の主宰者の失業	生計の中心者の自己都合以外の失業等により、保育の必要性が高いと認められる場合	C
4	社会的擁護が必要な場合	緊急に保育の実施が必要と認められる場合	A
5	障がい児等	身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けているなど支援が必要な児童と認められる場合	D
6	育児休業復帰	育児休業から復帰する場合 （出産に伴い退職し、同じ職場に再就職する場合を除く。）	D
7	卒園	年齢上限がある保育施設（地域型保育所事業を含む。）の卒園児	D
8	兄弟姉妹等	既に保育所を利用している、または新たに同時に兄弟姉妹で入所・転所を希望する場合	D
9	その他	入所選考の入所要件（家庭・就労状況等）と実際の状況が異なっていることが判明した場合	再選考
		書類不備	受付不可
		保育料の滞納がある世帯（卒園児を含む。）	選考保留

- 備考 1 同一保護者で基本点数の分類の該当項目が2つ以上になった場合には、指数の高い方を適用する。
 2 優先事由の項目に複数該当する場合はそれぞれの指数を加算する。
 3 就労で申し込んだかたが産産される場合、出産予定日から起算して産前42日の属する月から産後56日の属する月に該当する場合は出産の指数とする。
 4 各就労時間は休憩時間を含む。

○保育所入所の流れ（4月入所の場合）

区 分	時 期	備 考
1 利用申込み 支給認定申請	10月20日～30日	穂積庁舎特設受付会場（3階大会議室）
2 内定通知 入所説明会案内通知 支給認定証交付	12月下旬	幼児支援課から郵送します。
3 入所説明会	1月～2月	各保育所にて行います。
4 利用者負担額通知 （4月～8月分）	3月下旬～4月中旬	幼児支援課から郵送します。
5 保育所入所	4月	入所式は4月5日頃の予定です。
6 保育料の納付 （納期限、口座振替日）	4月30日 5月以降は毎月10日	左記の日が土・日曜日又は祝日の場合は、その翌日が納期限になります。
7 利用者負担額通知 （9月～3月分）	8月下旬	幼児支援課から郵送します。

5 広域利用について

瑞穂市外の保育所を利用できる場合があります。保護者のいずれかのかたの勤務地が該当市町村にあり、勤務時間の都合で、瑞穂市内の保育所の保育時間に送迎できない等の条件があります。なお、受入市町村の事情等により、ご希望に添えない場合があります。

6 保育所保育料等について

○保育料について

(1) 保育料は、原則として児童と世帯・生計を同じくしている父母の市町村民税所得割額等の合計により決定します。

父母の収入が一定基準に満たない場合などで、児童の祖父母等と同居しているかたは、家計の主権者（祖父母等）との合算になります。

(2) 保育料の算定基準となる市町村民税の額は、毎年6月に決定されるため、直近の所得状況を保育料に反映させる観点から、4月～8月と9月～3月で保育料が変わります。

区 分	課税資料	利用者負担額通知
4月から8月分の保育料	平成27年度の市町村民税の額	3月下旬～4月中旬の発送予定
9月から3月分の保育料	平成28年度の市町村民税の額	8月下旬頃の発送予定

(3) 平成27年度の保育料を参考までに掲載しますのでご参照ください（11ページ参照）。

(4) 保育料の納期限は、毎月10日（4月は30日）です。その日が土・日曜日、祝日の場合は、その翌日が納期限になります。納期限までに保育料の納入がない場合には、納期限から20日以内に督促状を発行します（督促手数料200円が別途加算されます。）。

※保育料の納付は、原則、口座振替をお願いします（口座振替日前には、必ず預金残高をご確認ください。）。

(5) 長期間欠席されても、在籍している場合は保育料を納めることになります。

(6) 年齢は、平成28年4月1日における満年齢で認定し、年度の途中で年齢が変わっても、その年度の保育料は変わりません。

(7) 保育料の滞納がある場合は、市から支払われる児童手当の各支払期（6月・10月・2月）に、保育料を児童手当から直接徴収（特別徴収）を行います。

(8) 保育料を3ヶ月以上滞納された場合は、退所していただく場合があります（延長保育等をお受けできない場合があります。）。家庭の経済状況の変化等により納付が困難となった場合は、納付相談も行っておりますので、お早めにお申し出ください。

○保育所保育料の多子軽減について

同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が同時に幼稚園、保育所（園）、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部を利用、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合は、それらの児童の年齢の高い順に数えて、1人目の児童の保育料は表に定める金額、2人目の児童の保育料は表に定める金額の半額、3人目以降の児童の保育料は無料としています。

兄弟姉妹が保育所以外の上記の施設（例えば、公立・私立幼稚園や認定こども園）を利用している場合は、保育料軽減届出書の提出が必要です。

○保育料 Q&A

Q1：平成28年度の保育料は、どのようにして決定されるのですか？

A1：児童と世帯及び生計を同じくしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の平成28年度（4月から8月までの場合にあっては、平成27年度）分の市町村民税額の合算額により決定します。

Q2：祖父母と一緒に生活していますが、祖父母の市町村民税等も保育料の算定に含まれますか？

A2：原則的には、祖父母の市町村民税等は含めず、父母の税額で決定しますが、家庭の状況により父母以外のかたの税額を含めて決定する場合があります。

Q3：兄弟姉妹が保育所等に入所等している場合、保育料はどうなりますか？

A3：同一世帯の兄弟姉妹については、小学校就学前の児童の年齢の高い順に、1人目の場合は全額、2人目の場合は半額、3人目の場合は無料となります。兄弟姉妹が保育所以外の該当施設に入所している場合は、届出をしてください。

Q4：家を建てたことで確定申告をして住宅借入金等特別控除により市町村民税額が安くなりましたが、保育料は安くなりますか？

A4：保育料は安くなりません。住宅借入金等特別控除は保育料の算定の対象になりませんので、控除前の市町村民税額で決定します。

Q5：年度途中で確定申告等をして市町村民税額が変わりましたが、保育料に関係しますか？

A5：保育料が変わる場合がありますので、すぐに幼児支援課へご連絡ください。

Q6：年度途中で家族構成が変わりましたが、手続きが必要ですか？

A6：保育料が変わる場合がありますので、届出をしてください。

Q7：年度途中で生活保護を受け始めました。手続きが必要ですか？

A7：保育料が変わりますので、届出をしてください。

《保育料が変わる可能性のある場合》

- ①生活保護の受給を開始した・終了した
- ②家族構成が変わった（ひとり親家庭になった、合算対象者と生計が別になった等）
- ③障害者手帳の交付を受けた、障害年金や特別児童扶養手当の受給が始まった・終了した
- ④年度の途中で所得の申告を行った

○平成27年度公私立保育所保育料等徴収額表（参考）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		保育所保育料（月額）		延長保育料 （月額）
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	
H1・T1	被保護者等世帯	0円	0円	0円
H2・T2	市町村民税非課税世帯（要支援者等）	0円	0円	1,000円
	市町村民税非課税世帯	3,600円	2,400円	
H3・T3	市町村民税所得割合算額 48,600円未満（要支援者等）	7,800円	6,400円	5,000円
	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	9,800円	7,400円	
H4・T4	市町村民税所得割合算額 97,000円未満	15,000円	13,000円	
H5・T5	市町村民税所得割合算額 169,000円未満	26,700円	18,000円	
H6・T6	市町村民税所得割合算額 301,000円未満	39,600円	20,000円	
H7・T7	市町村民税所得割合算額 397,000円未満	44,000円	23,000円	
H8・T8	市町村民税所得割合算額 397,000円以上	52,000円	27,000円	

備考

- 1 Hは保育標準時間利用、Tは保育短時間利用をいう。
- 2 この表の3歳未満児とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 3 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者
- 4 市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。
- 5 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。
- 6 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 7 同一世帯において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合の保育料は、この表を適用する児童がその世帯における小学校就学前児童の兄弟姉妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人目の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、3人目以降の場合は無料とする。

7 保育所の概要

○保育目標について

瑞穂市の保育所では、行き届いた環境の中で、養護と教育を一体とし、温かい雰囲気の中でお子さん一人一人の情緒を安定させ、心身の調和を図りながら「豊かな感性を持ち表現する子」を育成します。

- (1) 仲よく遊ぶ子……なかくしよう……約束を守り相手を思いやって仲よく遊ぶ
- (2) 明るく元気な子……げんきにあそぼう……基本的生活習慣を身につけ安全に気を付けて遊ぶ
- (3) 自ら行動する子……すすんでしよう……身近な環境に積極的に関わって遊ぶ

○保育の内容について

(1) 健康安全生活への養護

基本的生活習慣（食事・睡眠・排泄・衣服の着脱・清潔）や、安全及び社会生活習慣の自立を図っていきます。

(2) 遊び

遊びは、健康・人間関係・環境・言葉・表現の各活動を総合的に取り入れ、お子さん一人一人の主体性や創造性を養っていきます。

(3) 昼食と間食について

- ・3歳未満児は、自園調理による給食です。午前10時と午後3時に間食があります。
- ・3歳以上児は、公立保育所では学校給食センター調理、私立保育園では自園調理による給食です。午後3時に間食があります。
- ・延長保育で午後5時を過ぎるお子さんには、夕方に間食があります。

(4) 午睡

- ・3歳未満児、3歳児及び4歳児は、年間を通して行います。
- ・5歳児は、天候や健康などを考慮して行います（期間は、各保育所により多少の違いがあります。）。

○保育所との連絡について

- (1) 保育所からの連絡は、毎月「保育所だより」その他の印刷物及び掲示板などで行います。
- (2) 保育所への連絡がある場合は、毎日の送迎時に職員にお申し出ください。

○休業日について

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、振替休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、その他市長が認めた日

○保育時間について

区 分		平 日	土曜日
普通保育	市立保育所	8:00~16:00	8:00~12:00
	私立保育園		8:00~16:00
長時間保育	市立保育所	7:30~ 8:00	7:30~ 8:00
	私立保育園	16:00~17:00	7:30~ 8:00 16:00~17:00
延長保育	市立保育所	17:00~19:00	—
	私立保育園	17:00~19:30	17:00~17:30

長時間保育・延長保育をご希望される場合は、保育所利用申込書とは別に延長保育申込書の提出が必要となります（翌年度も継続される場合は、再度、ご提出が必要です。）。

延長保育をお申し込みいただきますと、延長保育時間帯にご利用がなくても延長保育料が掛かります。また、延長保育の利用申込・中止は、ご利用を希望する（又は中止する）前月20日までに状況証明書等の書類を揃えてご提出ください。

なお、私立保育園の土曜日午後利用については、申込み・料金について別途設定の場合がありますので、ご利用される保育園にご確認ください。

○特別保育について

(1) 障がい児保育

集団保育になじめる、中・軽度の障がいのあるお子さんの保育も実施しています。

利用の可否及び保育時間などは、面接のうえ決定させていただきます。

詳しくは、幼児支援課までお尋ねください。

(2) 一時預かり

別府保育所、牛牧第2保育所、中保育・教育センター、私立清流みずほ保育園で実施しています。詳しくは、保育所、幼児支援課にて「一時預かりのしおり」をご覧ください。

○保育料とは別に必要となる料金（私立保育園は別途設定の場合あり）

(1) 保険料負担金 年額240円

保育中のケガや送迎時の災害に対して独立行政法人「日本スポーツ振興センター」の災害共済保険に全員加入をお願いしています。

(2) 保護者会費 月額100円程度

(3) 主食代（3歳以上児のみ） 月額900円程度

※0、1、2歳児は必要ありません。

(4) 保育用品代 スモック（3歳以上児のみ）2、750円程度、カラー帽子800円程度

保育所での生活に必要なスモックやカラー帽子等を準備していただく必要があります。詳細は各保育所の利用説明会でお知らせします。

○1日の生活



※ 各保育所で多少の違いがあり、季節によっても違いがあります。



8 私立保育園について

○清流みずほ保育園の紹介

瑞穂市森にある清流みずほ幼稚園の東隣に、平成18年4月1日、社会福祉法人清流みずほ保育園が開園しました。

木の香りが漂う木造の園舎で、愛情たっぷりの保育を実施しています。

(1) 保育の願い

愛情たっぷりの雰囲気の中で、感謝と思いやりの心を育てます。

- 子どもの心が安定し、楽しく遊べる環境づくりと子どもの生活のリズム（繰り返しのリズム）を大切にします。
- 子どもの模倣を通して学ぶということを大切に、周りにいる大人が良い手本を示します。
- 子どものありのままの姿を受けとめ、保護者の皆様と一緒に考えながら歩んでいきます。

(2) 保育年齢 10ヶ月から2歳

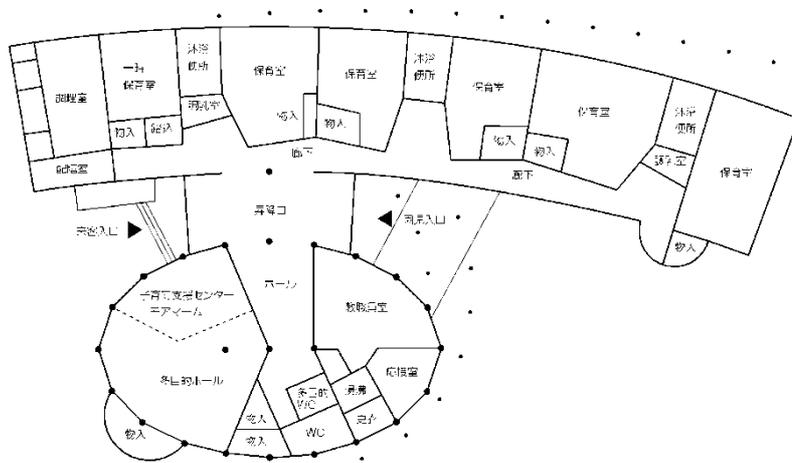
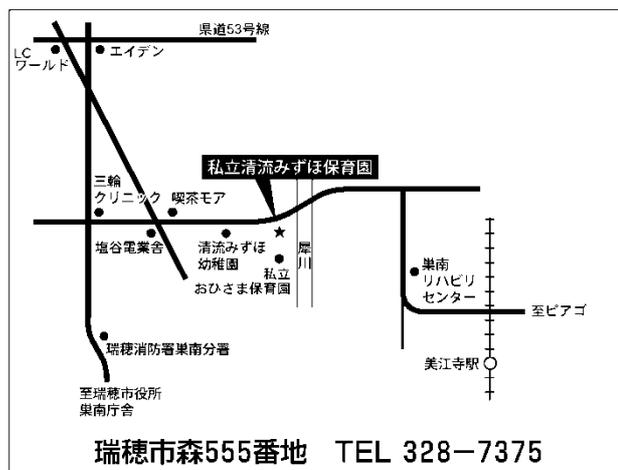
(3) 定員 60名

(4) 特別保育サービス 長時間保育 延長保育 障がい児保育 一時預かり
子育て支援センター

(5) 保育時間 平日 7:30~19:30、土曜日 7:30~17:30

(6) 一時預かり 対象児童：10ヶ月から小学校就学前
利用時間：保育時間内

(7) 保育料等 保育料は、公立保育所と同一です（保育料は瑞穂市へ納めていただきます。ただし、延長保育料、一時預かりの保育料は、直接清流みずほ保育園へ納めていただきます。）。



9 瑞穂市保育所一覧表

区分	No.	保育所名	郵便番号 所在地	電話番号	定員	募集予定人数		保育年齢	早朝 保育	延長 保育	一時 預かり
						3歳 未満児	3歳児				
公立	①	本田第1保育所	501-0236 本田 1915 番地	326-3552	150	10	25	10ヶ月～5歳	7:30 ～	～ 19:00	
	②	本田第2保育所	501-0221 只越 387 番地	327-2007	150	10	25	10ヶ月～5歳	7:30 ～	～ 19:00	
	③	別府保育所	501-0222 別府 144 番地 1	326-4747	240	25	30	10ヶ月～5歳	7:30 ～	～ 19:00	○
	④	穂積保育所	501-0223 穂積 966 番地 1	326-3071	90	—	40	3歳～5歳	7:30 ～	～ 19:00	
	⑤	牛牧第1保育所	501-0234 牛牧 1246 番地 1	326-3069	120	—	40	3歳～5歳	7:30 ～	～ 19:00	
	⑥	牛牧第2保育所	501-0225 祖父江 170 番地	327-1862	220	20	35	10ヶ月～5歳	7:30 ～	～ 19:00	○
	⑦	西保育・教育センター	501-0302 居倉 177 番地 1	328-2738	145	—	40	3歳～5歳	7:30 ～	～ 19:00	
	⑧	中保育・教育センター	501-0312 美江寺 223 番地	328-2301	140	20	30	10ヶ月～5歳	7:30 ～	～ 19:00	○
	⑨	南保育・教育センター	501-0322 古橋 1129 番地 1	328-2602	240	10	45	10ヶ月～5歳	7:30 ～	～ 19:00	
私立	⑩	清流みずほ保育園	501-0303 森 555 番地	328-7375	60	30	—	10ヶ月～2歳	7:30 ～	～ 19:30	○
	⑪	おひさま保育園	501-0303 森 565 番地	328-2078	60	10	5	8ヶ月～5歳	7:30 ～	～ 19:30	

※平日の保育時間は、8時から16時まで（長時間保育は、17時まで）

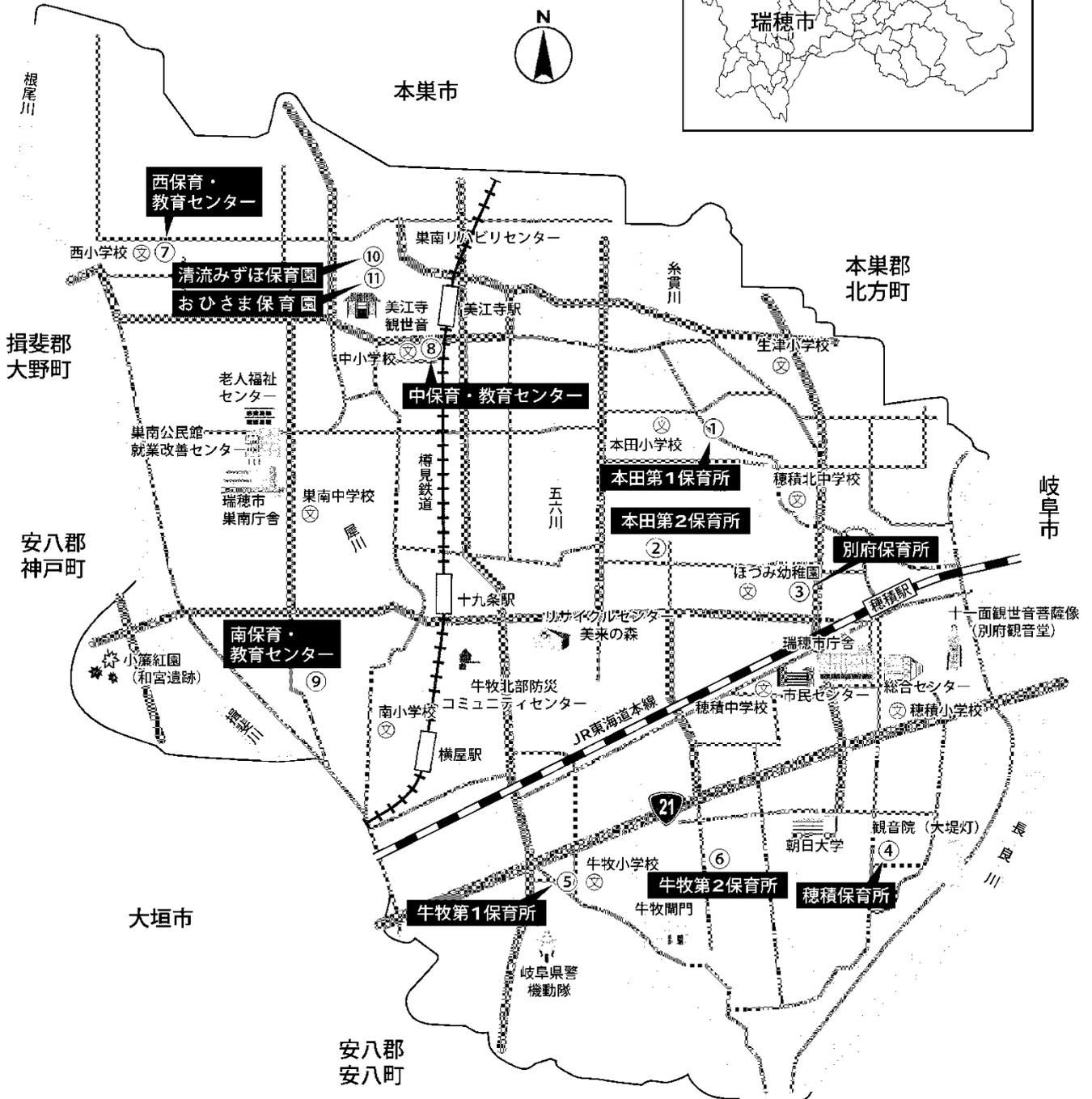
※定員については、平成27年度の数値です。募集人数は、平成28年度の予定人数です。

特に、3歳未満児については、年齢によって予定人数が受けられない場合があります。

※清流みずほ保育園及び私立おひさま保育園についても、瑞穂市立保育所と同様に受付けを行いますので、希望順位の中に入れてください。利用条件や保育料も瑞穂市立保育所と同じです。

※4歳児、5歳児の申込みは、受入可能人数以内で随時受付けを行います。

瑞穂市保育所配置図



※ 標記した番号は前頁の表に記した番号です。

瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課

〒501-0392 岐阜県瑞穂市宮田300番地2(楽南庁舎)

TEL:058-327-2147(直通) FAX:058-327-2105

Eメール:youjisien@city.mizuho.lg.jp